

第2次 赤村教育大綱

令和2年2月

赤村総合教育会議

はじめに

平成27年4月1日に施行された改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第1条の3には、「地方公共団体の長は、（中略）その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と記されている。

これを受け、赤村は、平成27年9月7日に「赤村教育振興施策大綱」を策定、平成30年3月7日にその内容の一部を変更し、この大綱を「第4次赤村総合計画」と並ぶ村の教育行政の基本としてきた。

このたび、平成31年3月28日に「第5次赤村総合計画」が策定され、新たな村づくりの方向性が示された。これに伴い「赤村教育振興施策大綱」を全面的に見直し、あらたに「第5次赤村総合計画」の趣旨に沿った「第2次赤村教育大綱」を策定することに至った。

この背景には、本村のみならず、わが国の教育を取り巻く環境が多様化、複雑化する傾向にあり、より個別の状況に応じた、より細やかな施策や対応が求められるようになったことがある。これらの社会状況変化に対応するため、村長と教育委員会が両輪となって策定した「第2次赤村教育大綱」を基に、今後、本村の誇りうる将来に向けた教育施策を展開するものである。

《関連法規》

- 教育基本法（平成18年法律第120号）
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
(大綱の策定等)

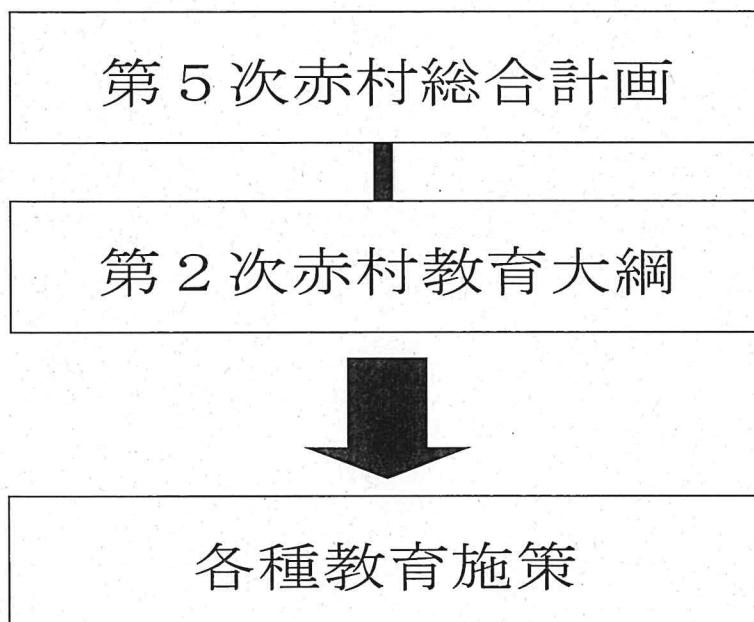
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

1. 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定される本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものである。

また、この大綱は、「第5次赤村総合計画」に定める「むらづくりの基本的理念と方向性」「施策の大綱と重点的施策」と方向性を同じくして策定されるものである。



1. 大綱の期間

この大綱は、令和元年度から令和10年度までの10年間を実施期間とし、村基本計画に合わせて5年で見直しをする。

2. 基本理念

やさしく たくましい子を育てる

本村において、生産性の向上や所得の向上には人がしないことをやり、アイデアを生かすことが必要であり、教育はこうした活動の基礎になるものである。中学までの教育がその後の人生の基本になると想え、智・徳・体のバランスとともに、人間性が豊かになる学力、考える力を育てることを重視する。

3. 基本施策

基本理念の実現のためには、以下3つからなる基本施策が必要になる。

(1) 教育環境の充実

子どもが自ら学び、考え、行動する力、課題を主体的に解決できる力などを伸ばし育てる教育を推進する。

また、地域資源を生かした多様な学習・体験ができる環境を整え、学校・家庭・地域が一体となった教育環境の充実、学力の向上を図っていく。

- 生きる力を育む教育の充実
- 教育環境の充実
- 家庭教育・地域教育の充実

(2) 生涯学習・文化芸術の振興

村民の多岐にわたる学習意欲に対応し、各年齢層に応じた活動機会を創出し、健康で充実した質の高い生活を

送るために、スポーツ・文化・レクリエーション活動を振興する。

また、子どもから大人まで、ふるさとを思う郷土愛を育めるよう地域の歴史・伝統・文化などを保護継承する。

あわせて、村民が文化・芸術に親しむことができる機会の充実や活動の成果を表現する場の充実を目指すとともに、新たな文化の創造を図りながら、地域の経済活性化にも貢献するよう地域づくりにも生かす。

- 生涯学習活動の支援
- スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 歴史・文化の保護継承と文化・芸術文化の振興

(3) 人権の尊重

村民一人ひとりの人権が尊重されるよう、あらゆる場を通じた人権教育を促進する。

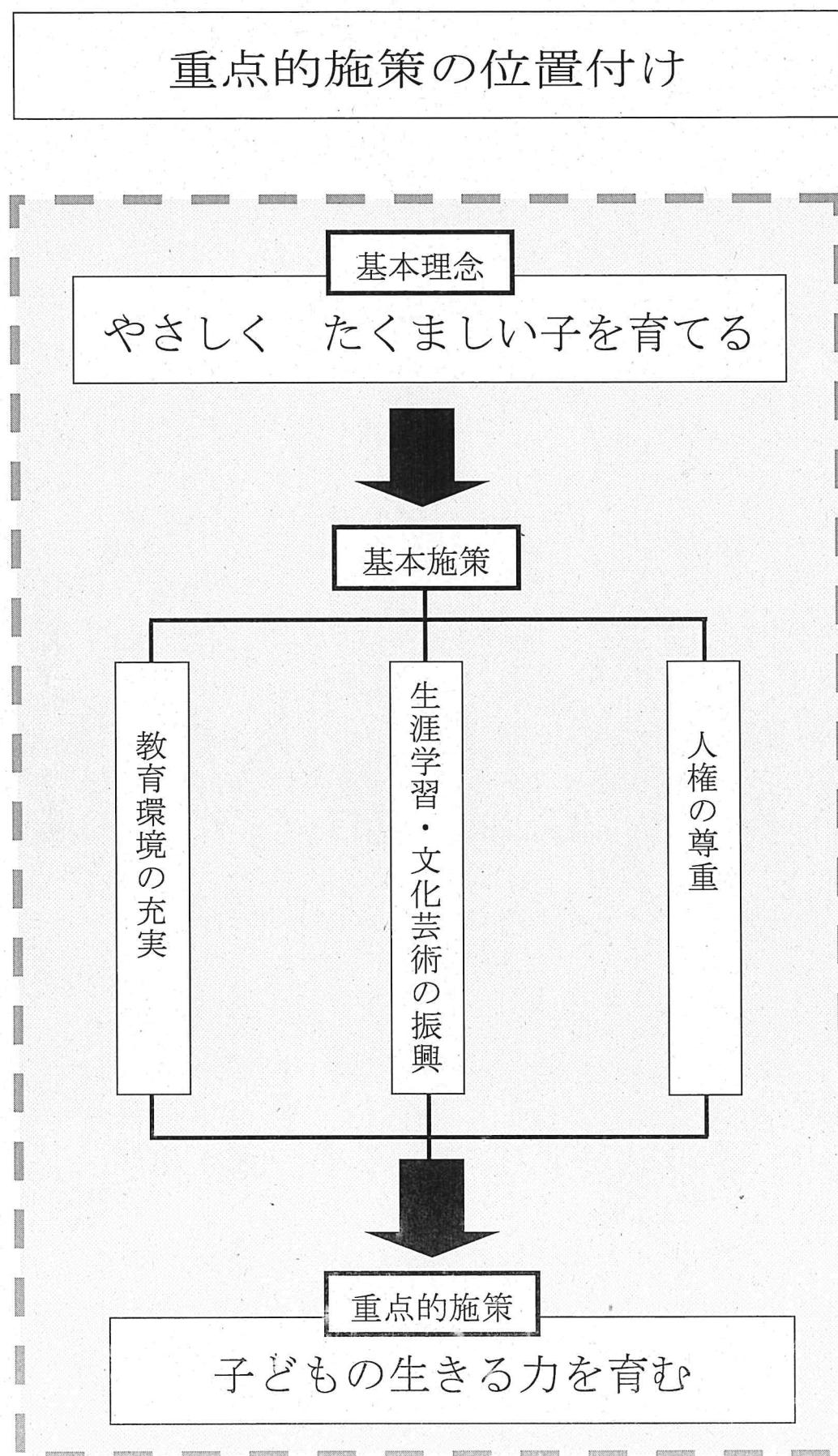
- 人権尊重の推進

4. 重点的施策

子どもの生きる力を育む

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」を育むことが必要である。特に、「知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力」を伸ばしていくために、家庭・学校・行政が協力して子どもの「学ぶ力」を育てていく。

重点的施策の位置付け



5. 重点的施策実現のために実施すべき施策

(1) 生きる力を育む教育の充実

■ 目指す姿

子ども一人ひとりが個に応じた教育を受けることができ、自立し社会参加するための基礎となる力の育成を目指す。

■ 現状と課題

- 子どもたちが郷土に誇りをもちながら、自らの夢や希望を抱きつつ、たくましく育っていく質の高い教育を実施するように努め、村民の生涯を通じた学びの環境を整える必要がある。
- 新学習指導要領（小学校2020年、中学校2021年）で小学校の外国語科の導入、道徳教育など大幅な改定に対応する教員の研修や教材の整備を図る必要がある。
- 変化する時代を的確にとらえた学校教育の充実が求められており、基礎・基本を身につけ子どもが自ら学び考えるアクティブ・ラーニングを進める必要がある。
- 国が提唱するソサエティ5.0（仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させる未来社会）に対応するため、学校教育の現場にICT教育を徹底的に導入する必要がある。
- 支援が必要な子どもたちについては、適切な対応を行うため、インクルーシブ教育への対応について人との施設整備から総合的に検討していく必要がある。

■ 主な取組

- 教育の環境づくり

幼児期における教育は、子どもの性格、人間形成に最も大きな影響を与え、将来の生活をしていく基礎であり、この大切な時期に的確な教育を与えられるような環境づくりを推進するとともに、基本的生活習慣と学力が身につくことを重視する。

○ 地域教材の活用

村の環境、自然や文化に関する地域教材を積極的に取り入れた授業の推進と村内施設を活用し、学校環境を生かした教育課程の推進を図る。

○ 英語教育の取組

小学校5・6年で教科化される英語について、中学校につなげるため、児童が楽しさを実感できる取組を推進する。

○ アクティブ・ラーニングの推進

教職員の指導力の向上に努め、子ども自ら主体的、対話的で深く学ぶ「アクティブ・ラーニング」を進め る。

○ 小中学校の児童生徒に対し、ＩＣＴを駆使した授業を行い、また児童生徒自らＩＣＴ機器を操作することによって学習力や自ら生きる力を付けさせる。

○ 心の教育の推進

心の教育、福祉教育などの推進を図る。

○ 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実のために、児童・生徒の適切な就学指導を行い、入学、入級が適切に行えるよう家庭、小・中学校と連携する。

(2) 教育環境の充実

■ 目指す姿

少子化の中においても、子どもの可能性が広がる、個

に対応できる教育環境の整備を進める。

■ 現状と課題

- いじめ・不登校や問題行動等への取組を進める必要がある。
- 情報教育の推進は、教育機器の充実と教員への研修会等を通じて授業を充実させていくことが求められている。
- パソコンやタブレット端末、電子黒板といったＩＣＴ機器や、それらを動かすための通信回線の整備・充実が急がれている。
- 学校施設の安全管理対策の充実や防災拠点としての活用を踏まえて、校舎の改善を計画的に進めていく必要がある。

■ 主な取組

- 相談体制の確立
児童・生徒が自らの意思で伸び伸びと学校に通えるよう、スクールソーシャルワーカーの配置などにより相談体制の確立に取り組む。
- いじめ・不登校等への取組
いじめ・不登校や問題行動等への取組を進める。
- 教育機器の充実
教育機器の充実を図ることで授業を充実させる。
- ＩＣＴ教育機器の整備
ＩＣＴ教育のための校内ＬＡＮの整備や、タブレット端末や電子黒板等の整備を早急に行う。
- 健やかに成長できる環境づくり
安全かつ良好な就学環境を整えるとともに、地域、家庭、保育所、小・中学校との連携を強化し、健やかに成長できる環境づくり、小・中一環教育推進に一層努める。

(3) 家庭教育・地域教育の充実

■ 目指す姿

家庭・地域教育の充実を図り、むら全体の教育環境の整備に努める。

■ 現状と課題

- 複雑化する現代社会において、学校の課題解決には地域の協力が不可欠となっており、地域と学校を結ぶコミュニティスクールを導入する必要がある。
- いじめや不登校などの課題に対して、早期発見・解決を目指す体制づくりが求められているとともに、地域ぐるみでの良好な環境づくりが必要である。
- 地域づくりで犯罪等がおこりにくいむらづくりに努めるなど、地域で子どもを見守り・育てる環境づくりに努める必要がある。

■ 主な取組

- コミュニティスクールの導入
　　コミュニケーションの導入のため学校運営協議会を立ち上げ、地域と学校とが共に子どもを育てる体制をつくる。
- 親への学習機会の提供
　　親たちに対する子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を充実させる。
- 見守り体制の充実
　　保護者、地域、学校と連携して地域ぐるみで犯罪等がおこりにくいむらづくりに努め、見守り体制の充実を図るとともに、通学路の安全点検を実施していく。

(4) 生涯学習活動の支援

■ 目指す姿

幅広い学びの機会が提供され、村民が心豊かな生活を送るとともに、学んだ成果が地域や社会で発揮される環

境づくりを目指す。

■ 現状と課題

- 村民が芸術・文化に触れる機会が確保され、地域や学校などと連携して地域の歴史・伝統・文化の継承・活用の取組を進めているが、より一層の芸術・文化の継承と創造・発信の取組が求められている。

■ 主な取組

○ 多彩な教室開設

多彩な教室開設とともに、地域課題に向き合い、その解決策を見いだせていくような講座の開設に取り組む。

○ 村民の生きがいづくり

生涯学習活動を全村的に広め、村民の一人ひとりの生きがいづくりの手助けをするとともに、地域づくり・むらづくりの担い手としての村民の育成を図る。

○ 人材の発掘・活用

村に潜在する様々な技能や能力をもった方々の発掘に努め、その活用を図る。

○ 図書室の有効活用

生涯学習活動の活性化と村民への情報提供の充実を図るため、図書室の有効活用に努めるとともに、子ども達への読書支援の充実に努める。

(5) スポーツ・レクリエーション活動の支援

■ 目指す姿

スポーツの実践のための機会や施設が充実し、村民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりを目指す。

■ 現状と課題

- スポーツ施設が整備され、村民の運動習慣の確立は進みつつあるが、指導者の育成やサポート体制の取組が求められている。

- いつでも・どこでもスポーツができる生涯スポーツ、軽スポーツの普及活動を推進することが求められている。

■ 主な取組

- 施設の整備・効率的な運営
村内体育施設の整備・効率的な運営に取り組む。
- 軽スポーツ等の普及
日頃スポーツに接することの少ない方々へのアプローチとして、軽スポーツ教室やレクリエーションイベントなどを開催する。
- 団体、指導者・ボランティアの育成
スポーツ団体の育成・支援、指導者・ボランティアの育成に努める。

(6) 歴史・文化の保存継承と芸術文化の振興

■ 目指す姿

村の歴史・文化遺産等が適切に継承され、村民が芸術・文化を気軽に親しむことができる機会の拡充や活動の成果を表現する場の充実を目指す。

■ 現状と課題

- 村民が芸術・文化に触れる機会が確保され、地域や学校などと連携した地域の歴史・伝統・文化の継承・活用の取組を進めているが、より一層の芸術・文化の継承と創造・発信が求められている。
- 村民が気軽に、優れた芸術・文化・歴史に触れることで、参加する喜び、創造する喜び、そして分かち合う喜びなどが村民の心に根ざし育まれることが、新たな文化の創造につながっていくものと期待される。

■ 主な取組

- 歴史・文化財に関する調査
村の歴史・文化財に関する調査を実施していく

- 文化財の継承意識の向上
　　村内の様々な文化財や歴史、民俗や風習などを知らしめる教室や情報伝達活動を通じて、文化財の継承意識を高めていく。
- 文化遺産の保存・活用
　　有形、無形の文化遺産を、その担い手を育てながら保存し、活用を図っていく。
- 自主的な文化活動の振興
　　地域における自主的な文化活動を振興するとともに、身近で優れた芸術文化に触れる機会を確保するため、文化祭の充実とともに、村内の芸術・文化団体を育成し、活動を支援する。
- 新たな文化の創出
　　芸術文化への参加機会をつくることにより村民が芸術文化にふれあい、感性を高め、新たな文化を創出していくことを通じて地域の活性化を図る。

(7) 人権尊重の推進

■ 目指す姿

互いに認めあい、人権を尊重しあうむらの実現を目指す。

■ 現状と課題

- 本村では、人権尊重思想の普及・高揚を図る啓発活動で、住民個々の問題に応じた情報提供活動を展開している。
- 差別や偏見を受けることなく、人権侵害が見過ごされないように、各関係機関とのネットワークを強化していき、学校、家庭、地域の連携を図っていくことが重要である。
- いじめや体罰、児童虐待等といった子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバ

シーエンゲージメントといった様々な人権問題等に早期に対応するネットワークを強化する。

■ 主な取組

○ 関係団体、関係機関とのネットワーク強化

関係団体、関係機関とネットワークを強化し、人権教育、啓発を効果的に推進します。

○ 学習する機会の提供

学校、家庭、地域などあらゆる場面で人権啓発活動を行っていく。また、学校では人権教育をはじめ、人権に関する学習する機会を提供していく。